



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222) 7207 番

93.6.10 No.3808

労働
総連合

真の短時間労働

時短問題で 団交を行う

四月二日、JR東日本から提案された「労働時間短縮」問題について、六月四日、「動労総連合申第一五号」に基づき団体交渉が行なわれた。

「動労総連合」申第一五号は、

- ① 変形労働制の問題
 - ② 「第一種特別休日制」と「第二種特別休日制」の休日数の違い
 - ③ 交代制勤務の休憩「増」の取り扱い
 - ④ 「標準数」に伴う要員配置の考え方
 - ⑤ 「祝日勤務手当」等に支払う拡大について
- 等々を中心に一六項目にわたる組合要求について交渉を行なった。

変形労働制は、自由作業指定ができる?

組 「労基法」第三二条一項では、週四〇時間・一日八時間労働以内と定めている。会社は、三二条二項の「変形労働制」を全面的に採用しているが、原則に従って、運用は一定の制約を設けるべきである。当 作業実態に合わせて、勤務指定ができるものであり、変

形勤務の組合せは現在も行なっており、今後も変えない。

第一種特別休日制(非現業)の休日数は優遇ではない?!

組 第一種特別休日制(非現業)年間平均一二〇日)に対し、第二種特別休日制(現業)は一〇九日であり、第二種適用の現業は変形労働制である。非現業優遇の時短ではないか!

当 第一種特別休日制を適用する非現業は、社会全般の事務・企画部門の実態に合わせ、所定労働時間の短い土曜日及び「祝日」を特別休日としたものであり、変形勤務等に比較し、年間労働時間が長いなど、優遇した制度ではない。

休憩増に対して「手待ち時間」に付与

組 交代勤務(現・隔日交代)に対しては、一勤務につき、一時間二〇分の休憩を増やしての時短となっているが、拘束時間の短縮による時短を行なうべきであり、また、休憩時間増は休憩時間に連続すべきである。当 時短実施の際は、各箇所において効率化をはかる等、全体の作業ダイヤの見直しや、

手待ち時間を工夫して休憩時間の増付を行なう考え方であり、コストをかけてまで夜間(休養時間)に増付する考えはない。

事業運営に要する要員配置を良

組 「標準数」の考え方を改め、教育・訓練、波動、「研修」等を要員措置の基準に組み入れ、年休、休日等が完全消化できる要員配置にすべきである。

当 標準数は、事業運営に要する社員数の目安であり、今後とも一時的な波動等については、柔軟な要員運用や業務調整を行なうなどにより、対応することとする。

組 一二月三〇日は、「第一種特別休日制」適用者について、休日に指定している。従って「年末・年始」の扱いとして

「祝日勤務手当」の支払い対象とすること。また出向者に対し、年間休日数の差がある場合、「出向特別手当」等を支払うこと。

当 祝日勤務手当の支給対象とする考えはない。出向社員の労働時間、休憩時間、休日、休暇等は出向先の規定によるもので、変える考えはない。

以上が主な経過であるが、会社側は時短を行なうためには、一層の効率化・機械化・システム化を進めることが前提とする考え方(日刊三八〇号で既報のとおり、すでにJR東労組は、提案前に効率化前提の時短「覚え書き」を当局と交わす。)に終始しており、秋の時短実施についても効率化を押し進めることを明らかにしている。

われわれは、JR総連東労組の裏切りを断じて許さず、真の時短をかちとるために闘い抜くうではないか!

カンボジア侵略粉碎!! 自衛隊即時撤兵

天皇制攻撃粉碎!! 小選挙区制改憲阻止

6.13全国総決起集会へ

6月13日(日)正午、指定列車・千葉駅

東京渋谷宮下公園 五番二〇時三分発

快速運子行